

株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
NECエレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 中 島 俊 雄

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月24日（水曜日）までに到着するよう折り返しご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
玉川ルネッサンスシティ ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第7期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（2頁から4頁まで）に記載のとおりであります。
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.necel.com/ir/ja/index.html>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がなされたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する規定についても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨の附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する規定を削除するものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、変更案第9条として、その旨の規定を新設し、あわせて単元未満株主の権利を規定する現行定款第10条を変更するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その単元未満株式の数とあわせて単元株式数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>前条に定める請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 (省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第37条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>第11条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、<u>同日の経過をもって前条および本条は削除されるものとする。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
1	山口 純 史 (昭和25年11月27日生)	<p>昭和51年12月 日本電気㈱入社</p> <p>平成14年11月 当社企画本部長</p> <p>平成15年6月 当社企画本部長兼コーポレートコミュニケーション部長</p> <p>平成15年10月 当社執行役員兼企画本部長</p> <p>平成16年8月 当社執行役員兼企画本部長兼コーポレートコミュニケーション部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役執行役員常務、現在に至る。</p> <p>平成18年5月 NECエレクトロニクス中国社董事長、現在に至る。 (担当)</p> <p>営業関係の重要事項の総括、情報システム部関係、売上計上審査室関係および貿易管理室関係担当 (他の法人等の代表状況)</p> <p>NECエレクトロニクス中国社董事長 (非常勤)</p>	4,700株
2	松 倉 肇 (昭和36年12月12日生)	<p>昭和60年4月 日本電気㈱入社</p> <p>平成14年10月 同社経営企画部グループマネージャー</p> <p>平成17年4月 同社マーケティング企画本部長</p> <p>平成18年4月 同社事業開発本部長代理</p> <p>平成20年4月 同社経営企画部長、現在に至る。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
3	矢野陽一 (昭和29年11月20日生)	昭和55年4月 日本電気(株)入社 平成14年11月 当社第二開発事業本部第四システムLSI事業部長 平成16年4月 当社第四システム事業本部副事業本部長 平成16年11月 当社第四システム事業本部長 平成18年9月 当社執行役員兼第四システム事業本部長 平成19年5月 当社執行役員常務兼マイクロコンピュータ事業本部長 平成19年6月 当社取締役執行役員常務兼マイクロコンピュータ事業本部長 平成20年4月 当社マイクロコンピュータ事業本部長兼務解任、現在に至る。 (担当) 自動車関連事業関係の重要事項の総括、SoCビジネスユニット関係、マイクロコンピュータビジネスユニット関係および品質保証部関係担当	1,800株
4	加藤正記 (昭和26年3月3日生)	昭和49年4月 日本電気(株)入社 平成14年11月 当社営業事業本部営業企画部長 平成15年4月 NECプラズマディスプレイ(株) (現パイオニアプラズマディスプレイ(株)) 執行役員 平成16年10月 パイオニア(株)プラズマディスプレイビジネスカンパニー経営統括室長 平成18年10月 当社執行役員、現在に至る。 (担当) 企画部関係および人事総務部関係担当	3,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松倉肇氏は、現在および過去5年間において、日本電気(株)の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号の定義によります。)であり、また、加藤正記氏は、過去5年間において、NECプラズマディスプレイ(株) (現パイオニアプラズマディスプレイ(株))の業務執行者であり、その地位および担当に関する事項は「略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況」に記載のとおりであります。なお、日本電気(株)は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
3. 松倉肇氏は社外取締役の候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏につきましては、日本電気(株)の企画部門において、同社の事業企画および同社の子会社を含む同社グループの経営管理に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして、引き続き当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
4. 松倉肇氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、松倉肇氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。

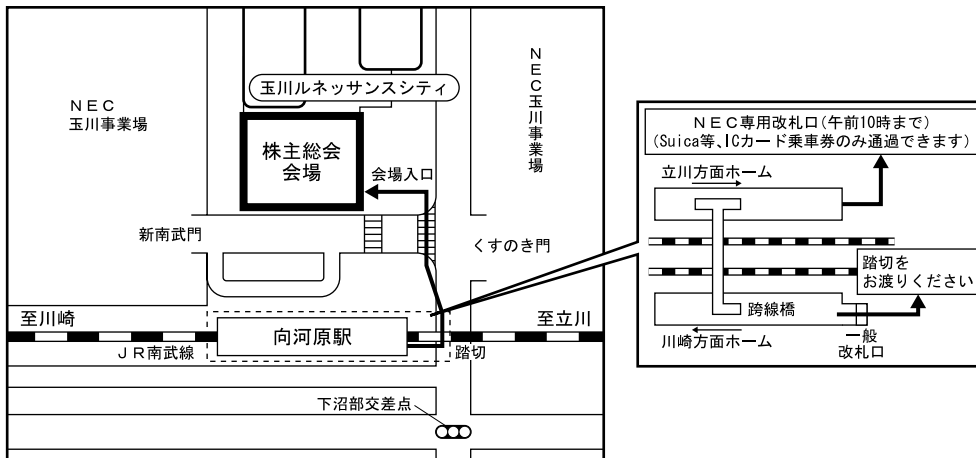
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
玉川ルネッサンスシティ ホール



- 会場まで JR向河原駅から徒歩3分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。